

○山井委員 三十五分間質問をさせていただきます。

まず最初に、文科省からお越しをいただいているんですが、きょう、朝の理事会で配付資料がございました。その配付資料というのは、きょう二つ、私のもともとの配付資料と、朝の理事会で配付された文部省と厚生労働省からの連動の資料であります。この一番最後のページに、文科省初等中等教育局児童生徒課から、今回、影響の調査を行うというペーパーが出てまいりました。「四月中にも回答を得ることとしたい。」「五月中旬にもその結果を公表することとしたい。」

一つ、義本審議官に確認をしたいんですが、今回の見直しによって、今まで就学援助を受けていたけれども、今後、今年度から受けられなくなる方が何人か。それとともに、今まで受けていた方はちょっとさすがに切るのはかわいそうですね、ただ、新規の人は今回基準が変わるから当然だめになりますよというところと、二パターンあると思うんです。その両方がわかるように調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○義本政府参考人 今回お示ししました調査につきましては、通常、就学援助の実態調査については例年やっておりますけれども、それを影響の部分について切り出して、取り出して調査させていただくものでございます。

文科省におきましては、特に国の国庫補助を出しています要保護の部分につきましては、二十五年度当初、要保護として就学支援を受けていた者については、引き続き要保護として国庫補助の対象とするということとしております。あわせて、新たに対象になる者につきましても、平成二十五年度当初の基準に対象となる者として、国庫補助の対象にするということを考えているところでございます。

文科省としては、このような制度の趣旨について改めて周知したいと思います。

なお、調査につきましては、その様式については今検討しているところでございますけれども、その中におきまして、特に基準の引き下げの有無だけではなくて、生活保護以外に、例えば市町村民税の非課税世帯かどうかということについての基準を併用したところもございまして、その状況。それから、基準を下げた場合においても影響が出ないような認定を行っているというふうな自治体もございまして、その辺のところ。あるいは、その影響をどれだけ自治体として認識しているかということもございまして、継続部分も含めまして、あわせて検討させていただきたいと思っております。

○山井委員 このたび早急に文科省がこういう実態調査をしてくださることには非常に感謝をしております。

これは、昨年、子ども貧困対策法が成立をしましたがけれども、やはり就学援助は、学用品、給食費、林間学校、修学旅行、クラブ活動、こういう補助でありますから、今までもらっていた補助が急になくなったら、修学旅行は数万円補助が出ていたわけですから、これがなくなったら修学旅行に行けなくなってしまったとか、そんなことになったらもう大変なことになるわけで、切られた人からすると、切られるなんて聞いてないよ、どうしてなのということになってしまうわけです。

ぜひとも文科省においては丁寧な調査をしていただいて、私の願いは、まさにこういうふうに早急に文科省が調査をしてくださること自体が一つの市町村に対するメッセージになって、確かにこれは外れちゃうんだけど外さないように教育委員会で救おうとか、外そうかどうか検討していただけれどもやはりやめておこうとか、そういういい効果が出てくると思います。

何よりも、来年度も生活扶助基準の引き下げがありますから、これを放置していたら、ことし悩んでいたところも、例えば、横浜市も下げるんだったら、では私たちも下げようかみたいな、一步間違えるとそういう議論にもなりかねませんから、これはやはりしっかりとここでブレーキをかけていかねばならないと思っております。

それで、田村大臣、ちょっとお聞きしたいんですが、田村大臣との質疑の中で、きょうは議事録もお配りをさせてもらいましたが、例えば、私の分厚い資料の九ページ、私は田村大臣に四月十二日の予算委員会分科会で、一般の低所得者は削らないで、なぜ生活保護の人だけ削るんですかという質問をしたんですね。線を引いたところで、それに対して田村大臣は、「なぜデフレの部分で今回適正化したか」というと、それは、ずっとデフレ部分に関して対応してこなかったからですね、だから下げるという話になった。」これは生活扶助基準のこと。「しかし、一般の低所得者の方々は当然収入が減っているわけでありまして、デフレに伴って。」こうおっしゃっているん

です。

今の長妻議員の質問の続きですが、確認したいんですが、田村大臣が厚生労働大臣として生活扶助基準を引き下げた趣旨、意図は、生保の受給者だけの基準を下げる意図だったのか、それとも生保以外の低所得者の方々に影響が及ぶことも意図していたのか、そこはどっちですか。

○田村国務大臣 趣旨がちょっとわからないんですが、生保の場合は、生活扶助というものに対して見直しをさせていただきました。その他の方々の収入は、これはそれぞれの職場での労使の関係によって決まってくるわけでありまして、そこまでは我々としては手の出しようがないというところでありまして。

○山井委員 ということは、生活保護以外の低所得者に対する切り下げ等が起こるということは、田村大臣としては考えていなかったということですか。

○田村国務大臣 生活保護制度は、生活保護に認定された方々に対して保護をする、生活扶助や医療扶助やいろいろなものを出すわけでありまして。でありますから、その見直し、生活扶助はさせていただきました。

生活保護に認定されていない低所得者の方々は、もちろん、最低賃金の引き上げであるとか、そういう努力はしてまいりましたから、賃金上がるような努力は我々はしてまいりましたが、その方々の収入に直接我々国が何らかの制度で補填をするだとか、また引き下げるだとか、そういうことはできないわけでございますので、そこは、社会全般景気をよくする中で収入がふえるような努力はしてまいりましたけれども、そのような形で収入がふえていただければというようなことであります。

○山井委員 田村大臣の答弁はちょっととんちんかんなんですが、だから、一般の低所得者まで、田村大臣が想定してなかったところまではねているじゃないかという議論を私たちはしているわけです。

例えば、私の配付資料一ページ目、佐賀新聞の調査。これは二十の市町を調査されたわけですね。それによると、ここに書いてありますように、九つの市町で生活扶助基準の引き下げに連動して下がってしまうんです。九つ、残念ながら。これは二十分の九です。

それで、どういう取り組みを田村大臣や文科省がしてくださったか。それなりに取り組みはしていただいたんです。その取り組みの資料を配付してございます。

順番に見ていきましょう。配付資料の十二ページに、まずは厚労省事務次官通知、去年の五月十六日。生活扶助基準の見直しにおいては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするために、全閣僚で対応方針を確認しており、各自治体におかれましてもこの政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、適切に御判断、御対応いただきますように。もう一つは、九月三日にも、同趣旨のお願いが再度なされております。

そして、十三ページに行きますと、次は文科省さんです。文科省も三回通知を出していただいております。同じ趣旨でございます。政府ではできる限り影響が及ばないようにするため云々かんぬん、準要保護者に対する就学援助については、各市町村に対し、こうした国の取り組みを説明するとともに、その取り組みの趣旨を理解した上で御判断をいただきたい。

そして、十四ページ、こう書いてあるわけですね。厚生労働省から文部科学省に対して次官通知の趣旨を各地方自治体関係部局に周知するよう依頼がありました、次官通知を確認していただいた上で適切に御判断、御対応いただけるよう周知をお願いします。

十五ページ。これは、二月二十六日、ことしですね。最後の、もう一回、再度のお願いということで、子ども貧困対策法ができました、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されたことも踏まえ、就学援助の取り組みがより一層充実していくよう、各市町村教育委員会に対して、御指導願いますと。充実するようというお願いが行っているわけですね。

ところが、今の佐賀のを見たように、充実するどころか、下げるところが二十市町のうち九出ているわけです。

ついでに申し上げますと、民主党でも今調査をしております。五ページ目を見てください。その資料によりますと、中野区では、既に就学援助制度の基準を変更済みということで、中学生七十人、小学生百三十人ほどに影響、そういう回答が民主党の調査では来ております。そして、府中市では、約一割弱の方が対象外にと来ておりま

す。

それで、田村大臣にお伺いしたいんです。

田村大臣なりに文科省と協力して頑張られたんでしょう。ただ、二十市町のうち、佐賀県だけの、佐賀新聞の調査しかありませんが、九市町は連動させてしまっているということなんです、この数、割合、予想より多かったんですか、少なかったんですか、田村大臣の思いとしては。

○田村国務大臣 もう一度申し上げますけれども、生活扶助額は今回で初めて下がったわけではありません。今までも下がっております。そのときは連動したんだというふうに思います。

ただ、今般は、いろいろなことを鑑みて、影響をなるべく与えたくないということがありましたので、各自治体をお願いをさせていただきました。今も申し上げたとおり、今委員もおっしゃられました、何度も何度も丁寧にやったねと。そのとおりなんです。何度も何度もお願いをさせていただきました。

先般新聞に載った一自治体、私も確認しましたら、一応基準では漏れるけれども、しかし、漏れた方々はちゃんと特別に救うように手だてをしています、こういう話でございました。ちゃんとやっているところは、やっておられるところもあるんです。

これは地方自治でございますから、ここはもう十分に委員も、地域主権を言われてきた政党でございますから、御理解いただいておりますが、地域は地域でそれぞれいろいろな施策をやって、例えば子供対策をやられておられるわけでありまして。そこも鑑みて、我々のいろいろなお願い、これも含めた上で、それぞれの自治体で、他にもいろいろな施策を打っておられるであります、そのバランスも含めて考えられて、今般そのような形で引き下げたということもあるかも知れません。しかし、ほかのところでは上がっている部分があるかも知れませんから。それは、それぞれ地域には議会がありますし、住民の方々が選んでおられる議会であります。それぞれの施策というものを地域地域でお考えになられておられる。

私は、地域分権という意味、これを否定するものではありませんから、それに対して無理やり国がどうせいという制度ではないんですよ、地域単独事業というのは。地方がみずから、だから、やめることもあるんですよ、生活扶助基準に関係なくやめることもあるんです。ことしやめたものがあるかも知れない。そういうものもあるんです。そこは、総合的にやはり自治体がそれぞれ考えておられる。

ただ、我々はそこで、子供のことがありますからと、いろいろなことを含めてお願いしますということ丁寧をさせてきていただいたわけでございます。

でありますから、それぞれの自治体でいろいろな判断をされて、最終的にいろいろな決定をなされておるんだと思いますが、重ねて、この部分は、やはり影響がなるべくないようにということで我々はお願いをさせていただきますし、昨年おっしゃられました、一番影響が大きいのは住民税の非課税限度額です。ここは何としてもということで、総務省ともいろいろと話し合いをさせていただいて、種々のいろいろな理由、いろいろなことを分析する中において、今般は変えなかった。

でありますから、一番大きな基準であるものは変わらなかったというような努力もしながら、とにかく昨年申し上げたような趣旨のことを徹底すべく、各自治体も含めてお願いをさせていただいております。

○山井委員 いや、田村大臣の言いわけは聞きたくないですよ。政治は結果責任ですから、頑張った頑張ったじゃないんですよ。結局、これだけ連動してしまっているじゃないですか。

だから、私はやはり非常にこれは問題だと思いますよ。まあ、今回、実態調査をされるんでしょうから。だから、私が言いたいのは、責任を持たないことはするなということなんです。結局、田村大臣が言いたいのは、グリップできないということでしょう。そのことは何度も指摘したじゃないですか。そのときに田村大臣は、できるだけ影響を受けないようにする、受けないようにすると言ったけれども、結局、できなかったじゃないですか。だから、そういう意味では、私はこれは非常に深刻な問題だと思っております。

それと、田村大臣、これは五月中旬にも調査結果が出ると思いますが、これだけ連動のケースが出ていて、おっしゃったように、もしかしたら最後救済される場所もあるかもしれませんが、救済されない場所も出てくる危険性はあります。

例えば、機械的に計算すると、二十市町のうち九、四五％。それで、報道によれば、中野区は三千二百人中二百人外れるかもしれない。これを機械的に足し合わせると三％ぐらいで、百四十万人の三％というと、数万人の方々がもしかしたら外れる危険性があるかもしれないわけですね。

こういうことが明らかになっているにもかかわらず、来年もまた生活保護を下げる。さらにこれはどんどんどんどん広がっていきますよ。先ほど、救済される場所もあるかもしれないとおっしゃったけれども、ことだけは救済されるかもしれないけれども、二年、三年やったら、地方自治体も財政が厳しいから、なかなか救済できないです。

田村大臣、こうなったら、来年の生活扶助の引き下げ、この方針、もう一回どれだけの影響が及ぶかということをしかり実態調査して精査するまではその方針は凍結すべきだと思いますが、いかがですか。

○田村国務大臣 毎年、消費等々、物価も含めて勘案して、それと今般の見直しとの間でどのような関係になるかということで見直しますが、今までも下げたことはあります。今委員のおっしゃる話からすれば、それならば、もう絶対に生活扶助は下げられないという話ですよ。そうでしょう。

だって、基準が変われば必ず連動するものがあって、それを連動しないようにと我々はお願いをしてきたわけです。しかし、その中において、各自治体は、それぞれの自分の自治体の施策とのバランスを考えて、みずからの意思で、単独事業ですよ、これを基準を見直したりするわけですよ。それに連動するというのは、我々が連動してくださいとお願いしている数値ではないんです。それぞれの自治体がそれを基準に使っている。とすれば、これはもう生活扶助の基準は見直せない。それはちょっと本末転倒だと私は思いますよ。そういう議論じゃないと思いますよ。

だから、そういうときに影響が出ることに對して、我々は影響が出ないようにお願いをなるべくさせていただくということで、昨年も私はそういう答弁をさせていただいたわけでありまして。

でありますから、各自治体のいろいろな影響、それを調べろというお話でありますから、ほかにもいろいろな施策を、子供に対してもやっておられるわけでありまして、それとのバランスの中で各自治体は今回の決定をなされておられる。これはまさに地方自治でございますから、やはりそれぞれの地方自治の意思は尊重しながら、我々は影響が出ないようにさらなるお願いをさせていただきたいというふうに思います。

○山井委員 一つのポイントは、お願いする、お願いするという答弁をされたけれども、お願いには十分な効力がないということが残念ながら明らかになったわけです。だから、そのお願いしますという答弁ではもう通用しないんですよ。

それで、結局、私たちは、自民党は、生活保護の基準を引き下げるとこれだけいろいろなところにはねるということに気づかずに、安易に下げられたというふうに理解をしております。

今までから、田村大臣、下げたことがあったとかおっしゃっていますが、三年間かけてこれだけ大幅に下げるのは史上初です、史上初。だから、私たちは、そんなことをやったら生活保護以外の人にもはねますよ、どれだけのはねるかをチェックしてからでない、こんなことをやったら大変なことになりますよと言ったのに、そのとおりになったわけです。

例えば、この七ページの八尾市。これはもう昨年からの話でありますから、中学校では、就学援助、修学旅行費五万五千七百円、そして小学校、二万六千円。今まで実費だったのを切り下げていて、私はこれははっきり言って問題があるのではないかと感じておりますが、このように、かなりの額なんですよ。これが受けられなくなったら、本当に修学旅行や林間学校に行けなくなる子供が出るかもしれない。これは非常に深刻です。

このようなことについて、申しわけないけれども、私ははっきり言って、この問題、地方自治体も文科省もどちらかといえば被害者だと思っていますよ。今まで物差しにしていた生活保護基準を結局厚生労働省がいじったから、それに連動することになってしまったわけですよ。そういう問題があるわけです。

田村大臣、これに関連してお聞きしますが、先ほども長妻議員から質問がありましたA市のケース、これはもっと深刻で、地方単独事業でやっていて、先ほどの長妻議員の話にありましたように、このグラフを見ていただければわかりますけれども、これによると、子ども医療費助成制度、母子家庭等医療費助成、延長保育事業、特定保育事業、育英資金、こういうものも連動して切られる可能性がある。

これは、私、話が違うと思いますよ。生活保護だけ切るんだ、ほかの低所得者に関しては影響が出ないようにすると言っていて、影響出まくりじゃないですか、一つ一つの事業。影響出まくりの上に、どれだけ影響が出るかは、先ほど長妻議員とのやりとりを聞いていたら、影響は調査しませんと。そんな無責任な話はないと思います。

これを引き金を引いたのは、田村大臣、あなたなんですよ、残念ながら。田村大臣が下げたせいで、全国の自治体の低所得者対策、医療対策が引き下げられる危険性、千七百の自治体で多分かなりの数に及びますよ。これは何千人ですか、何万人ですか、もしかして影響が及ぶ低所得世帯は。

やはりそのことを調査して、何千人に及んじゃった、あるいは何万人に及んじゃった、これだったら来年の引き下げはちょっと考えないとだめだよと普通考えませんか。これは保育料の減免にもかかわるわけですよ。これについて、田村大臣、サンプル調査で結構ですよ、幾つかの自治体を調査すべきではないか。

私、先ほどの答弁ですごい怖いと思ったのは、いや、報道されたら調査しますとかね。国会が泣きますよ、そんなことを言っていたら。まず率先垂範して国会で審議して、実態を把握して、子供の貧困の問題など苦しむ家庭がないことを、未然に防ぐ、そのために私たちは国会を開いているんでしょう。

ぜひ、サンプル調査でいいですから、幾つかの自治体を調査してもらえませんか。

○田村国務大臣 議論を整理いたしたいと思うんですが、今回の生活扶助基準の見直しで、国が地方自治体にいろいろな助成等々で減らしたということはありません。ですから、地方に行っているお金は、生活扶助の基準を変えない基準で行っているわけなんですね。その中において各自治体がいろいろな判断をされるわけでありまして、我が方が財政的に厳しい状況をつくった、国がつくったという状況ではありません。

その上で、この八尾市の場合は、よく読んでください、「今回就学援助制度につきましては、今後も継続可能な制度とするために大阪府各市町村の状況や本市の財政状況を踏まえ見直しました。」生活扶助基準じゃないんですよ。

こういう話ですから、それぞれの自治体が、それぞれの財政状況でありますとか他の子供に対する施策でありますとか、いろいろなことを判断されて、バランスの上でいろいろな基準を変えられる。これは、生活扶助基準が変わらなくても基準を変えられることはあるわけでありまして、そもそも、地方単独事業自体をやめられることもあれば、新しくつくることもあるんです。我々は、その中において、影響をなるべく与えたくないということがございましたから、お願いをしてまいりました。

重ねて申し上げますけれども、国から、この扶助基準が下がったからといって、いろいろな助成の金額が下がったということはないわけでありまして、その中において、各自治体がそれぞれの地域で子供たちのことを考えながら、いろいろな施策を打たれる中におけるバランスということもあるわけでごさいます、そこまでは我々も物は申せませんが、ただ、我々の思いというものは各自治体にお願いをさせていただいておることでもあります。

○山井委員 田村大臣の理解は間違っているんですよ。この八尾市のケースも、おっしゃるように、私、さっきも去年の話ですと言いました、生活扶助基準が引き下げられなくても、財政が厳しいから引き下げている自治体が多いんですよ。いわんや生活扶助基準が引き下げられたら、もっと引き下げるところがふえるに決まっているじゃないですか。そのことを私は言っているわけです。

田村大臣、きょう理事会で出てきた資料では、十二ぐらいの制度、もう一つの分厚い、理事会の配付資料ですね、ありました。それによると、就学援助のみならず保育料の免除に係る階層区分も、一部の自治体の裁量の余地があるというふうに黒丸がついております。つまり、国が財政的なものを変えなくても、今回の生活扶助基準を変えたことによって不利益をこうむる方が出る可能性がある制度が、この黒丸です。

たくさんあります。保育料の免除、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業、病児・病後児保育の利用料の免除。めちゃくちゃいろいろなところにはねる危険性があるんです。

田村大臣に教えてほしいんですが、この保育料の免除については、ここに「生活保護受給世帯等」と入っております。これは、一部の自治体の裁量によってどうなる可能性があるんですか。

○田村国務大臣 国が示しております基準は守られます。その上で、各自治体がそれぞれ、先ほど申し上げておりますような地方単独事業的に、この中においてさらに基準を決めて優遇をするというものでございまして、

各地方自治体の判断は、どういう基準にするかは地方自治体がお決めになられる話だと思います。それを国が認めておるといふ話であります。

先ほど来申し上げておりますけれども、委員の話聞いていますと、どうも最後は中央集権で全部やれというふうにしか聞こえないんですね。生活扶助というものと地方の単独事業というものは本来違うんですよ。国の責任において、生活扶助というものは、基準は決めていくんです。地方単独事業は、地方がそれぞれの御判断でやるんです。これをたまたまこの基準を使われておるといふだけの話であって、それを一律に全部いじるなという話になれば、全て中央集権で、何もかも国がやると。

しかし、それは皆様方がおっしゃっておられたこととは違うんじゃないですか。地方は地方で信用できる、地方もそれぞれ首長さんを初めみんな選挙で選ばれてくるから、それは地方に任せようというのが皆さんのお考えであって、我々は、そのために、こういうことがあるから、こういうことで気をつけてください、お願いしますという御意見は申し上げておりますが、それをもとに地方がそれぞれ、いろいろな施策とあわせて、バランスも含めていろいろな判断をされるということまでは、我々は強制はできない。

強制はできないけれども、お願いはさせていただいておるといふことでございますので、これからも丁寧にお願いをさせていただいてまいりたいと思います。

○山井委員 貧しい自治体においても、やはり最低限のしっかりとした低所得者支援、子供の貧困対策を守っていくというのが、私は厚生労働大臣の仕事だと思います。今みたいな、地方自治体に任せていくというようなことだけでは、社会保障は守っていきません。

それで、改めてお聞きしますが、ということは、田村大臣、保育料の免除が、今回の生活扶助基準の見直しによって、今まで免除を受けられていた方が、もしかしたら市町村の判断で受けられなくなる方が発生する可能性があるということですか。

○田村国務大臣 これは生活扶助基準を変えるとか変えないとかではなくて、地方の判断でお決めになることでありますから、地方が判断されれば、生活扶助基準関係なしにそういうことは起こると思います。もっとふえる可能性もあると思います。ですから、それは地方の判断ですから、優遇する人たちをふやすかふやさないか、こういうことであります。

ただ、我々は、今回の生活扶助基準を変えることによってこれが動くことがないようなお願いはさせていただいておるわけでありまして、それも含めて、各自治体の御判断、それによって、生活扶助があろうがなかろうが、基準が変わろうが変わるまいが、それぞれの御判断でそれはやられることであろうと思います。

○山井委員 ここは重要なところです。

その市町村が、生活扶助基準を参考として、その一・一倍とか、一・〇倍とか、一・五倍にしている場合もあるかもしれませんから、そういう意味では、今回の生活扶助基準の引き下げによって保育料の免除が受けられなくなる人が出てくる可能性はあるということですか。

○田村国務大臣 正直申し上げまして、今申し上げたとおりでありまして、各自治体が、生活扶助基準が変わろうが変わるまいが、それぞれの判断で変えられますが、国としては財源はしっかり確保しておりますので、ちゃんと、変えなかった場合には変えなかっただけのお金は用意をさせていただいております。

○山井委員 本当に私は無責任な答弁だと思います。今回の生活扶助基準の引き下げによって、保育料の免除から外れる子供が出る可能性があるわけですよ。何人いるのか、調査するのが当然だと私は思います。私は非常に冷たい答弁だと思います。

もう時間ありませんので、最後に一問、似たような話を聞かせてもらいたいと思うんですが、今回、准保育士なるものを成長戦略として考えていると。とんでもないと私は思います。ただでさえ保育士は人手不足で、そして賃金引き上げが大事だと党派を超えて言っているときに、准保育士という新しい資格を設けるなんということ、逆に保育士という重要な仕事を軽視しているし、質の改善に逆行する。

六月めどに成長戦略に盛り込む検討というのはいされているんですか。ぜひこういう検討はやめていただきたいと思います。田村大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 これは、先般の四月四日の産業競争力会議、私も出席をさせていただきまして、御議論をさせ

ていただきました。

提案者の方と御議論させていただいたんですが、保育所の配置基準等々に入れるという話ではなくて、このような形で、例えば子育て経験をされた方が一定の研修を受けて、保育に対していろいろなお手伝いができる。だから、そういう意味では、ヘルパー的な役割で入るといことはあるのではないかというような御意見でありまして、配置基準、これによって保育士のかわりに配置基準の中に入れる、そんな意図はないというような、そのような御発言でございました。

○山井委員 でも、これは、同様に配置基準に入れる入れないというのが根本的な問題じゃなくて、子供のお世話をされる方はしっかりとした教育と訓練を受けた方がやるというのが、保育の質の担保に私は重要だと思っております。

田村大臣、そうしたら、この准保育士の検討に私は大反対ですが、田村大臣は賛成なんですか、もしかして。

○田村国務大臣 ちょっと何を意図しておっしゃられているのかよくわからないんですが、准保育士とかいう名前とか、それは名前はどうでもいいんです。資格をつくってどうのこうのとかいうのではなくて、要は、子育て経験のある方が研修を受けていただいて、いろいろなところで活躍をされるということはあってもいいのであろう。そこにちゃんとした資格を持った方がおられたりして、そのお手伝いでやる分にはいいと思いますし、手厚くいろいろな方がおられた方が、いろいろな意味ではいいのであります。

ただ、保育所等々、いろいろな基準があります、人員配置の。これは国で最低基準を決めておりますから、そこには入れないわけでありますから、今よりも基準を守った上で一定研修をされた方々がお手伝いに入るといのは、それは別に問題はないのであろう。研修もやっていただくことが前提ではあろうと思っておりますけれども。

それが国家資格だとかそういう話ではないので、名称がどうだとかという話じゃなくて、そういう子育て経験のある方々が研修を受けて社会に役立とうという気持ちは、それは非常に崇高なことだというふうに思います。

○山井委員 いや、今、子ども・子育ての議論をしているのは、しっかりとこれから職員の人員配置基準を引き上げようという話をしているわけです。今回、財源がないからなかなか引き上げられないとかという議論をしながら、またこういう准保育士を出してくるといことは、私は質の改善にとってはよくはないと思っております。しっかりと職員の人員配置を引き上げるところが本丸じゃないですか。

だから、私は、そういう質の改善のところをしっかりと守っていくのが田村大臣であって、安易なこういう規制緩和というものはとめていくのが田村大臣の役目だというふうに思います。しっかりと、職員の人員配置基準引き上げ、それをやっていくという決意を最後に述べてください。

○田村国務大臣 大変重要なポイントだと思います。もちろん財源というものがありますけれども、できる限り、人員配置、これは質の向上という意味もございますから、我々としては対応してまいりたい、このように考えております。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わりますが、この准保育士の問題とか、介護に外国人を活用するとか、要支援の方をボランティアに任せるとか、本当になし崩し的に介護や保育の質を低下させる、こういう流れは、私たちは何としてもとめていかねばならないと思っております。

以上、終わります。